

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人漁船海難遺児育英会（以下「この法人」という。）の定款第19条及び第36条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第15条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年額とする。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職金を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の年間報酬額は、別表「常勤役員の年間報酬額」のとおりとし、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 常勤の役員に対する退職金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、その退職金の算出方法は、別に定める「常勤役員退職金支給内規」によるものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、支給日、支給方法並びに月額報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする「職員給与規程」に準ずる。

(費用)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものにつ

いては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その方法は「職員給与規程」に準ずる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。

別 表

常勤役員の年間報酬額

- ・専務理事 800万円までの範囲内